

法 学 号 外
平成 30 年 5 月 8 日

各私立小学校設置者 }
各私立小学校長 } 様

岩手県総務部法務学事課私学・情報公開課長

保育所児童保育要録の小学校への送付等に関する周知について
このことについて、別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

【担当】私学振興担当 竹内

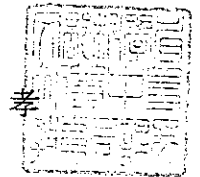
電話 019-629-5041 FAX019-629-5049

メールアドレス: AH0007@pref.iwate.jp

附属小学校及び特別支援学校を置く
各国立大学法人附属学校担当課長
各都道府県教育委員会指導事務主管課長
各指定都市教育委員会指導事務主管課長 殿
各都道府県私立学校担当課長
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定
を受けた各地方公共団体事務主管課長

文部科学省初等中等教育局教育課程課長

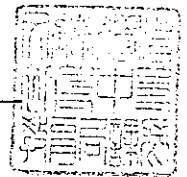
淵 上



(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課長

中 村 信 一



(印影印刷)

保育所児童保育要録の小学校への送付等に関する周知について (通知)

幼児期の教育と小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校小学部を含む。以下同じ。）の教育との円滑な接続の推進については、かねてから御尽力いただいているところですが、この度、標記について、厚生労働省から別紙のとおり依頼がありました。

つきましては、別紙の内容を十分に御了知の上、小学校及び特別支援学校小学部を附属して設置する各国立大学法人におかれては当該附属小学校及び附属特別支援学校小学部に対し、各都道府県教育委員会におかれては所管の小学校及び特別支援学校（小学部を設置するものに限る。以下同じ。）及び域内の市町村教育委員会に対し、各指定都市教育委員会におかれては所管の小学校及び特別支援学校に対し、また、各都道府県におかれては所轄の小学校、特別支援学校及び学校法人に対し、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体事務主管課長におかれては所管の学校及び学校法人に対して周知方よろしくお願いします。

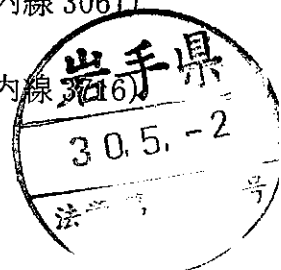
【本件問合せ先】

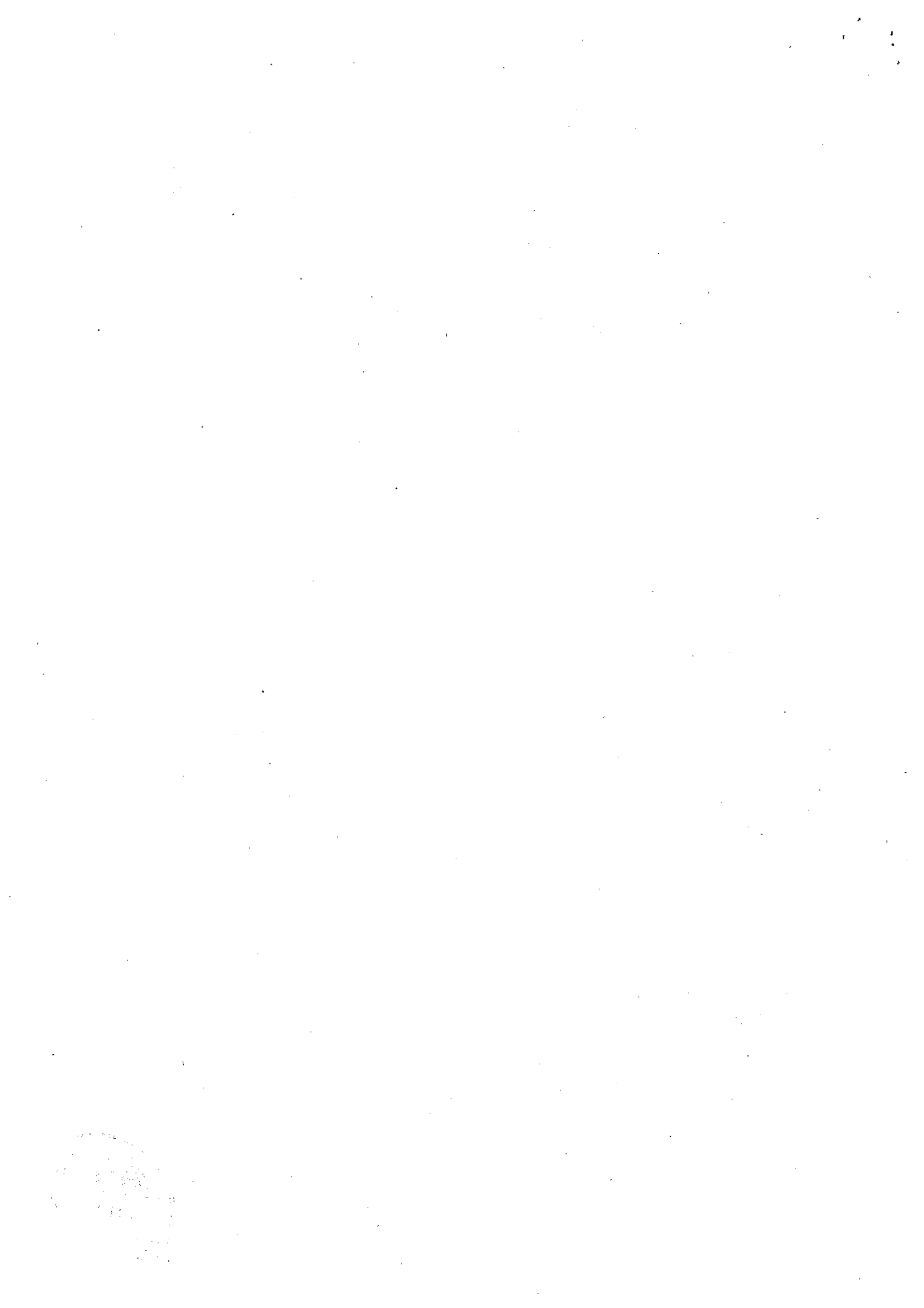
文部科学省初等中等教育局
教育課程課 山本、板東

TEL 03-5253-4111 (内線 3061)

特別支援教育課 高市、小楠

TEL 03-5253-4111 (内線 3016)







子保発 0426 第1号
平成 30年 4月 26日

文部科学省初等中等教育局 教育課程課長 殿
文部科学省初等中等教育局 特別支援教育課長 殿

厚生労働省子ども家庭局保育課長
(公 印 省 略)

保育所と小学校との連携における保育所児童保育要録の活用等に関する
周知について (依頼)

厚生労働省においては、保育所と小学校との連携を確保するという観点から、子どもの就学に際して保育所から小学校に子どもの育ちを支える資料 (以下「保育所児童保育要録」という。) として、従前より保育所児童保育要録が送付されるよう求めています。本年4月1日より保育所保育指針 (平成29年厚生労働省告示第117号) が適用されたことに伴い、別添のとおり「保育所保育指針の適用に際しての留意事項について」 (平成30年3月30日付け子保発0330第2号本職通知) を各地方公共団体宛てに通知しています。この中で、保育所保育指針の適用に際しての留意事項として、保育所児童保育要録の取扱い及び保育所と小学校との連携の促進について示しているところです。

つきましては、保育所児童保育要録の活用等に関する円滑な運用を図るため、下記について、地方公共団体の関係部局等を通じて、小学校 (義務教育学校の前期課程及び特別支援学校小学部を含む。以下同様。)、市町村教育委員会及び学校法人等に周知いただきますよう、お願いいたします。

記

- 1 従前より御周知頂いている保育所児童保育要録の小学校への送付及びその取扱いについて、平成30年4月1日より適用される保育所保育指針において、保育所と小学校の連携に関して、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有することについての記載が追記されたこと等を踏まえ、保育所保育と小学校教育のより一層の円滑な接続に資するよう、別添のとおり、保育所児童保育要録の記載事項、様式の参考例等の見直しを行ったこと。

- 2 各市町村教育委員会等においては、地域における就学前後の子どもの育ち等について、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校等の関係者が理解を共有することが重要であることを踏まえ、各々の市町村の保育担当部局と連携し、保育所等と小学校との一層の連携を促進することについて、引き続き御協力いただきたいこと。

子保発 0330 第 2 号
平成 30 年 3 月 30 日

各都道府県民生主管部（局）長 殿
各指定都市・中核市民生主管部（局）長

厚生労働省子ども家庭局保育課長
(公 印 省 略)

保育所保育指針の適用に際しての留意事項について

平成 30 年 4 月 1 日より保育所保育指針（平成 29 年厚生労働省告示第 117 号。以下「保育所保育指針」という。）が適用されるが、その適用に際しての留意事項は、下記のとおりであるため、十分御了知の上、貴管内の市区町村、保育関係者等に対して遅滞なく周知し、その運用に遺漏のないよう御配慮願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である。

また、本通知をもって、「保育所保育指針の施行に際しての留意事項について」（平成 20 年 3 月 28 日付け雇児保発第 0328001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）を廃止する。

記

1. 保育所保育指針の適用について

(1) 保育所保育指針の保育現場等への周知について

平成 30 年 4 月 1 日より保育所保育指針が適用されるに当たり、その趣旨及び内容が、自治体の職員、保育所、家庭的保育事業者等及び認可外保育施設の保育関係者、指定保育士養成施設の関係者、子育て中の保護者等に十分理解され、保育現場における保育の実践、保育士養成課程の教授内容等に十分反映されるよう、改めて周知を図られたい。

なお、周知に当たっては、保育所保育指針の内容の解説、保育を行う上での留意点等を記載した「保育所保育指針解説」を厚生労働省のホームページに公開しているので、当該解説を活用されたい。

○ 保育所保育指針解説

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukat/eikyoku/kaisetu.pdf>

(2) 保育所保育指針に関する指導監査について

「児童福祉行政指導監査の実施について」(平成12年4月25日付け児発第471号厚生省児童家庭局長通知)に基づき、保育所保育指針に関する保育所の指導監査を実施する際には、以下①から③までの内容に留意されたい。

①保育所保育指針において、具体的に義務や努力義務が課せられている事項を中心に実施すること。

②他の事項に関する指導監査とは異なり、保育の内容及び運営体制について、各保育所の創意工夫や取組を尊重しつつ、取組の結果のみではなく、取組の過程(※1)に着目して実施すること。

(※1. 保育所保育指針第1章の3(1)から(5)までに示す、全体的な計画の作成、指導計画の作成、指導計画の展開、保育の内容等の評価及び評価を踏まえた計画の改善等)

③保育所保育指針の参考資料として取りまとめた「保育所保育指針解説」のみを根拠とした指導等を行うことのないよう留意すること。

2. 小学校との連携について

保育所においては、保育所保育指針に示すとおり、保育士等が、自らの保育実践の過程を振り返り、子どもの心の育ち、意欲等について理解を深め、専門性の向上及び保育実践の改善に努めることが求められる。また、その内容が小学校(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。以下同じ。)に適切に引き継がれ、保育所保育において育まれた資質・能力を踏まえて小学校教育が円滑に行われるよう、保育所と小学校との間で「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するなど、小学校との連携を図ることが重要である。

このような認識の下、保育所と小学校との連携を確保するという観点から、保育所から小学校に子どもの育ちを支えるための資料として、従前より保育所児童保育要録が送付されるよう求めているが、保育所保育指針第2章の4(2)「小学校との連携」に示す内容を踏まえ、今般、保育所児童保育要録について、

- ・養護及び教育が一体的に行われるという保育所保育の特性を踏まえた記載事項
- ・「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の活用、特別な配慮を要する子どもに関する記載内容等の取扱い上の注意事項

等について見直し(※2)を行った。見直し後の保育所児童保育要録の取扱い等については、以下(1)及び(2)に示すとおりであるので留意されたい。

(※2. 見直しの趣旨等については、別添2「保育所児童保育要録の見直し等について(検討の整理)(2018(平成30)年2月7日保育所児童保育要録の見直し検討会)」参照)

(1) 保育所児童保育要録の取扱いについて

ア 記載事項

保育所児童保育要録には、別添1「保育所児童保育要録に記載する事項」に示

す事項を記載すること。

なお、各市区町村においては、地域の実情等を踏まえ、別紙資料を参考として様式を作成し、管内の保育所に配布すること。

イ 実施時期

本通知を踏まえた保育所児童保育要録の作成は、平成30年度から実施すること。
なお、平成30年度の保育所児童保育要録の様式を既に用意している場合には、必ずしも新たな様式により保育所児童保育要録を作成する必要はないこと。

ウ 取扱い上の注意

(7) 保育所児童保育要録の作成、送付及び保存については、以下①から③までの取扱いに留意すること。また、各市区町村においては、保育所児童保育要録が小学校に送付されることについて市区町村教育委員会にあらかじめ周知を行うなど、市区町村教育委員会との連携を図ること。

① 保育所児童保育要録は、最終年度の子どもについて作成すること。作成に当たっては、施設長の責任の下、担当の保育士が記載すること。

② 子どもの就学に際して、作成した保育所児童保育要録の抄本又は写しを就学先の小学校の校長に送付すること。

③ 保育所においては、作成した保育所児童保育要録の原本等について、その子どもが小学校を卒業するまでの間保存することが望ましいこと。

(4) 保育所児童保育要録の作成に当たっては、保護者との信頼関係を基盤として、保護者の思いを踏まえつつ記載するとともに、その送付について、入所時や懇談会等を通して、保護者に周知しておくことが望ましいこと。その際には、個人情報保護及び情報開示の在り方に留意すること。

(ウ) 障害や発達上の課題があるなど特別な配慮を要する子どもについて「保育の過程と子どもの育ちに関する事項」及び「最終年度に至るまでの育ちに関する事項」を記載する際には、診断名及び障害の特性のみではなく、その子どもが育ってきた過程について、その子どもの抱える生活上の課題、人との関わりにおける困難等に応じて行われてきた保育における工夫及び配慮を考慮した上で記載すること。

なお、地域の身近な場所で一貫して効果的に支援する体制を構築する観点から、保育所、児童発達支援センター等の関係機関で行われてきた支援が就学以降も継続するように、保護者の意向及び個人情報の取扱いに留意しながら、必要に応じて、保育所における支援の情報を小学校と共有することが考えられること。

(エ) 配偶者からの暴力の被害者と同居する子どもについては、保育児童保育要録の記述を通じて就学先の小学校名や所在地等の情報が配偶者（加害者）に伝わることを懸念される場合がある。このような特別の事情がある場合には、「配偶

者からの暴力の被害者の子どもの就学について（通知）」（平成 21 年 7 月 13 日付け 21 生参学第 7 号文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課長・文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長連名通知）を参考に、関係機関等との連携を図りながら、適切に情報を取り扱うこと。

- (オ) 保育士等の専門性の向上や負担感の軽減を図る観点から、情報の適切な管理を図りつつ、情報通信技術の活用により保育所児童保育要録に係る事務の改善を検討することも重要であること。なお、保育所児童保育要録について、情報通信技術を活用して書面の作成、送付及び保存を行うことは、現行の制度上も可能であること。
- (カ) 保育所児童保育要録は、児童の氏名、生年月日等の個人情報を含むものであるため、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）等を踏まえて適切に個人情報を取り扱うこと。なお、個人情報の保護に関する法令上の取扱いは以下の①及び②のとおりである。
 - ① 公立の保育所については、各市区町村が定める個人情報保護条例に準じた取扱いとすること。
 - ② 私立の保育所については、個人情報の保護に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人情報取扱事業者該当し、原則として個人情報を第三者に提供する際には本人の同意が必要となるが、保育所保育指針第 2 章の 4（2）ウに基づいて保育所児童保育要録を送付する場合には、同法第 23 条第 1 項第 1 号に掲げる法令に基づく場合に該当するため、第三者提供について本人（保護者）の同意は不要であること。

エ 保育所型認定こども園における取扱い

保育所型認定こども園においては、「幼保連携型認定こども園園児指導要録の改善及び認定こども園こども要録の作成等に関する留意事項等について（通知）」（平成 30 年 3 月 30 日付け府子本第 315 号・29 初幼教第 17 号・子保発 0330 第 3 号内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）・文部科学省初等中等教育局幼児教育課長・厚生労働省子ども家庭局保育課長連名通知）を参考に、各市区町村と相談しつつ、各設置者等の創意工夫の下、同通知に基づく認定こども園こども要録（以下「認定こども園こども要録」という。）を作成することも可能であること。その際、送付及び保存についても同通知に準じて取り扱うこと。また、認定こども園こども要録を作成した場合には、同一の子どもについて、保育所児童保育要録を作成する必要はないこと。

(2) 保育所と小学校との間の連携の促進体制について

保育所と小学校との間の連携を一層促進するためには、地域における就学前後の子どもの育ち等について、地域の関係者が理解を共有することが重要であり、

- ・ 保育所、幼稚園、認定こども園、小学校等の関係者が参加する合同研修会、連絡

協議会等を設置するなど、関係者の交流の機会を確保すること、

- ・ 保育所、幼稚園、認定こども園、小学校等の管理職が連携及び交流の意義及び重要性を理解し、組織として取組を進めること

等が有効と考えられるため、各自治体において、関係部局と連携し、これらの取組を積極的に支援・推進すること。

保育所児童保育要録に記載する事項

(別紙資料 1 「様式の参考例」を参照)

○ 入所に関する記録

- 1 児童の氏名、性別、生年月日及び現住所
- 2 保護者の氏名及び現住所
- 3 児童の保育期間（入所及び卒所年月日）
- 4 児童の就学先（小学校名）
- 5 保育所名及び所在地
- 6 施設長及び担当保育士氏名

○ 保育に関する記録

保育に関する記録は、保育所において作成した様々な記録の内容を踏まえて、最終年度（小学校就学の始期に達する直前の年度）の1年間における保育の過程と子どもの育ちを要約し、就学に際して保育所と小学校が子どもに関する情報を共有し、子どもの育ちを支えるための資料としての性格を持つものとする。

また、保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とするものであり、保育所における保育全体を通じて、養護に関するねらい及び内容を踏まえた保育が展開されることを念頭に置き、記載すること。

1 保育の過程と子どもの育ちに関する事項

最終年度における保育の過程及び子どもの育ちについて、次の視点から記入すること。

(1) 最終年度の重点

年度当初に、全体的な計画に基づき長期の見通しとして設定したものを記入すること。

(2) 個人の重点

1年間を振り返って、子どもの指導について特に重視してきた点を記入すること。

(3) 保育の展開と子どもの育ち

次の事項について記入すること。

- ① 最終年度の1年間の保育における指導の過程及び子どもの発達の様について、以下の事項を踏まえ記入すること。
 - ・保育所保育指針第2章「保育の内容」に示された各領域のねらいを視点として、子どもの発達の実情から向上が著しいと思われるもの。その際、他の子どもとの比較や一定の基準に対する達成度についての評価によって捉えるものではないことに留意すること。
 - ・保育所の生活を通して全体的、総合的に捉えた子どもの発達の姿。
- ② 就学後の指導に必要と考えられる配慮事項等について記入すること。
- ③ 記入に当たっては、特に小学校における子どもの指導に生かされるよう、保育所保育指針第1章「総則」に示された「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を活用して子どもに育まれている資質・能力を捉え、指導の過程と育ちつつある姿をわかりやすく記入するように留意すること。その際、別紙資料1に示す「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿について」を参照するなどして、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の趣旨や内容を十分に理解するとともに、これらが到達すべき目標ではないことに留意し、項目別に子どもの育ちつつある姿を記入するのではなく、全体的かつ総合的に捉えて記入すること。

(4) 特に配慮すべき事項

子どもの健康の状況等、就学後の指導における配慮が必要なこととして、特記すべき事項がある場合に記入すること。

2 最終年度に至るまでの育ちに関する事項

子どもの入所時から最終年度に至るまでの育ちに関して、最終年度における保育の過程と子どもの育ちの姿を理解する上で、特に重要と考えられることを記入すること。

別紙資料1
(様式の参考例)

保育所児童保育要録 (入所に関する記録)

児 童	ふりがな 氏 名				性 別			
		年	月	日生				
	現住所							
保 護 者	ふりがな 氏 名							
	現住所							
入 所		年	月	日	卒 所	年	月	日
就学先								
保育所名 及び所在地								
施 設 長 氏 名								
担当保育士 氏 名								

保育所児童保育要録（保育に関する記録）

本資料は、就学に際して保育所と小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）が子どもに関する情報を共有し、子どもの育ちを支えるための資料である。

保育の過程と子どもの育ちに関する事項 (最終年度の重点)		最終年度に至るまでの育ちに関する事項
氏名		
生年月日	年 月 日	
性別		
ねらい (発達を捉える視点)		幼児期の終わりまでに育ってほしい姿 ※各項目の内容等については、別紙に示す「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿について」を参照すること。
健康	明るく伸び伸びと行動し、充実感を味わう。	
	自分の体を十分に動かし、進んで運動しようとする。	
	健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付け、見通しをもって行動する。	
人間関係	保育所の生活を楽しみ、自分の力で行動することの充実感を味わう。	
	身近な人と親しみ、関わりを深め、工夫したり、協力したりして一緒に活動する楽しさを味わい、愛情や信頼感をもつ。	
	社会生活における望ましい習慣や態度を身に付ける。	
環境	身近な環境に親しみ、自然と触れ合う中で様々な事象に興味や関心をもつ。	
	身近な環境に自分から関わり、発見を楽しんだり、考えたりし、それを生活に取り入れようとする。	
	身近な事象を見たり、考えたり、扱ったりする中で、物の性質や数量、文字などに対する感覚を豊かにする。	
言葉	自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを味わう。	
	人の言葉や話などをよく聞き、自分の経験したことや考えたことを話し、伝え合う喜びを味わう。	
	日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、言葉に対する感覚を豊かにし、保育士等や友達と心を通わせる。	
表現	いろいろなものの美しさなどに対する豊かな感性をもつ。	
	感じたことや考えたことを自分なりに表現して楽しむ。	
(特に配慮すべき事項)		健康な心と体 自立心 協同性 道徳性・規範意識の芽生え 社会生活との関わり 思考力の芽生え 自然との関わり・生命尊重 数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚 言葉による伝え合い 豊かな感性と表現
生活の中でイメージを豊かにし、様々な表現を楽しむ。		

保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とするものであり、保育所における保育全体を通じて、養護に関するねらい及び内容を踏まえた保育が展開されることを念頭に置き、次の各事項を記入すること。

- 保育の過程と子どもの育ちに関する事項
 - *最終年度の重点：年度当初に、全体的な計画に基づき長期の見通しとして設定したものを記入すること。
 - *個人の重点：1年間を振り返って、子どもの指導について特に重視してきた点を記入すること。
 - *保育の展開と子どもの育ち：最終年度の1年間の保育における指導の過程と子どもの発達の姿（保育所保育指針第2章「保育の内容」に示された各領域のねらいを視点として、子どもの発達の実情から向上が著しいと思われるもの）を、保育所の生活を通して全体的、総合的に捉えて記入すること。その際、他の子どもとの比較や一定の基準に対する達成度についての評定によって捉えるものではないことに留意すること。あわせて、就学後の指導に必要と考えられる配慮事項等について記入すること。別紙を参照し、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を活用して子どもに育まれている資質・能力を捉え、指導の過程と育ちつつある姿をわかりやすく記入するように留意すること。
 - *特に配慮すべき事項：子どもの健康の状況等、就学後の指導において配慮が必要なこととして、特記すべき事項がある場合に記入すること。
- 最終年度に至るまでの育ちに関する事項
 - 子どもの入所時から最終年度に至るまでの育ちに関し、最終年度における保育の過程と子どもの育ちの姿を理解する上で、特に重要と考えられることを記入すること。

幼児期の終わりまでに育ってほしい姿について

<p>保育所保育指針第1章「総則」に示された「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、保育所保育指針第2章「保育の内容」に示されたねらい及び内容に基づいて、各保育所で、乳幼児期にふさわしい生活や遊びを積み重ねることにより、保育所保育において育みたい資質・能力が育まれている子どもの具体的な姿であり、特に小学校就学の始期に達する直前の年度の後半に見られるようになる姿である。「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、とりわけ子どもの自発的な活動としての遊びを通して、一人一人の発達の特性にに応じて、これらの姿が育っていくものであり、全ての子どもに同じように見られるものではないことに留意すること。</p>	
健康な心と体	保育所の生活の中で、充実感をもって自分のやりたいことに向かって心と体を十分に働かせ、見通しをもって行動し、自ら健康で安全な生活をつくり出すようになる。
自立心	身近な環境に主体的に関わり様々な活動を楽しむ中で、しなければならないことを自覚し、自分の力で行うために考えたり、工夫したりしながら、諦めずにやり遂げることで達成感を味わい、自信をもって行動するようになる。
協同性	友達と関わる中で、互いの思いや考えなどを共有し、共通の目的の実現に向けて、考えたり、工夫したり、協力したりし、充実感をもってやり遂げるようになる。
道徳性・規範意識の芽生え	友達と様々な体験を重ねる中で、してよいことや悪いことが分かり、自分の行動を振り返ったり、友達の気持ちに共感したりし、相手の立場に立って行動するようになる。また、きまりを守る必要性が分かり、自分の気持ちを調整し、友達と折り合いを付けながら、きまりをつくったり、守ったりするようになる。
社会生活との関わり	家族を大切にしようとする気持ちをもつとともに、地域の身近な人と触れ合う中で、人との様々な関わり方に気付き、相手の気持ちを考えて関わり、自分が役に立つ喜びを感じ、地域に親しみをもつようになる。また、保育所内外の様々な環境に関わる中で、遊びや生活に必要な情報を取り入れ、情報に基づき判断したり、情報を伝え合ったり、活用したりするなど、情報を役立てながら活動するようになるとともに、公共の施設を大切に利用するなどして、社会とのつながりなどを意識するようになる。
思考力の芽生え	身近な事象に積極的に関わる中で、物の性質や仕組みなどを感じ取ったり、気付いたりし、考えたり、予想したり、工夫したりするなど、多様な関わりを楽しむようになる。また、友達の様々な考えに触れる中で、自分と異なる考えがあることに気付き、自ら判断したり、考え直したりするなど、新しい考えを生み出す喜びを味わいながら、自分の考えをよりよいものにするようになる。
自然との関わり・生命尊重	自然に触れて感動する体験を通して、自然の変化などを感じ取り、好奇心や探究心をもって考え言葉などで表現しながら、身近な事象への関心が高まるとともに、自然への愛情や畏敬の念をもつようになる。また、身近な動植物に心を動かされる中で、生命の不思議さや尊さに気付き、身近な動植物への接し方を考え、命あるものとしていたわり、大切にすることを覚えるようになる。
数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚	遊びや生活の中で、数量や図形、標識や文字などに親しむ体験を重ねたり、標識や文字の役割に気付いたりし、自らの必要感に基づきこれらを活用し、興味や関心、感覚をもつようになる。
言葉による伝え合い	保育士等や友達と心を通わせる中で、絵本や物語などに親しみながら、豊かな言葉や表現を身に付け、経験したことや考えたことなどを言葉で伝えたり、相手の話を注意して聞いたりし、言葉による伝え合いを楽しむようになる。
豊かな感性と表現	心を動かす出来事などに触れ感性を働かせる中で、様々な素材の特徴や表現の仕方などに気付き、感じたことや考えたことを自分で表現したり、友達同士で表現する過程を楽しんだりし、表現する喜びを味わい、意欲をもつようになる。

保育所児童保育要録（保育に関する記録）の記入に当たっては、特に小学校における子どもの指導に生かされるよう、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を活用して子どもに育まれている資質・能力を捉え、指導の過程と育ちつつある姿をわかりやすく記入するように留意すること。

また、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が到達すべき目標ではないことに留意し、項目別に子どもの育ちつつある姿を記入するのではなく、全体的、総合的に捉えて記入すること。

保育所児童保育要録の見直し等について
(検討の整理)

2018（平成30）年2月7日

保育所児童保育要録の見直し検討会

目 次

1. 検討の背景	2
2. 保育所児童保育要録の見直し	3
(1) 要録の目的を踏まえた記載事項の改善	3
(2) 要録における保育の過程と子どもの育ちの示し方	5
(3) その他、特に小学校へ伝えるべき事項等	8
3. 保育所と小学校との連携に関する取組の促進	10
おわりに	11
参 考 「保育所児童保育要録の見直し検討会」開催要綱 (構成員名簿、検討経過を含む)	12

1. 検討の背景

保育所に入所している子どもの就学に際しては、保育所保育指針（平成20年厚生労働省告示第141号、平成21年4月1日適用）において、保育所と小学校との連携の観点から、市町村の支援の下に、子どもの育ちを支えるための資料が保育所から小学校に送付されるようにすることとされている。同指針の適用に当たり、厚生労働省から当該資料の参考様式等を「保育所児童保育要録」として示し、各保育所において活用されているところである。

今般、2018（平成30）年4月1日から適用される改定保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）において、保育所と小学校との連携に関して、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有する等の記載が追加された。（同時期に改訂された幼稚園教育要領及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領にも、同様の記載あり）

本検討会は、こうした状況を踏まえ、保育所保育と小学校教育との一層の円滑な接続に資するよう、保育所児童保育要録の見直し等を行うため、計2回にわたり、以下の観点を中心に検討を行った。

なお、検討に当たっては、関係府省における幼稚園幼児指導要録、幼保連携型認定こども園園児指導要録に係る改訂に向けた検討状況にも留意した。

本報告書は、本検討会における検討の整理として、保育所児童保育要録の見直しの方向性等を示すものである。

【保育所児童保育要録の見直し】

- ・ 子どもの育ちを支えるための資料として、保育所から小学校へ送付される保育所児童保育要録が、より現場の実態に即して活用されるためには、現行の参考様式、記載内容に関する留意事項等について、どのように整理・充実すべきか。

【保育所と小学校との連携に関する取組の促進】

- ・ 保育所と小学校との連携を一層促進するためには、要録の活用を含め、今後どのような取組が必要と考えられるか。

2. 保育所児童保育要録の見直し

(1) 要録の目的を踏まえた記載事項の改善

【今後の方向性】

○ 保育所と小学校との間で、保育所保育の特性、基本原則（養護と教育の一体的展開、生活や遊びを通じた総合的な保育など）、保育のねらい及び内容などの理解が共有されるよう、様式の冒頭に保育所児童保育要録（以下「要録」という。）の意義や位置付けを明記した上で、要録の記載事項を以下のように改善する。

- ・ 保育所保育においては、養護と教育が一体的に展開されることを踏まえ、現行の参考様式では「養護（生命の保持及び情緒の安定）に関わる事項」と「教育（発達援助）に関わる事項」について、それぞれ別々に記載欄が設けられているが、これらを一つに統合する。
- ・ 保育所保育における子どもの育ちの姿をより適切に表現する観点から、保育所保育指針に示される保育の目標を具体化した五つの「領域のねらい」に加え、新たに「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿（※）」についても様式に明記する。

（※）改定保育所保育指針の第2章「保育の内容」に示すねらい及び内容に基づく保育活動全体を通して資質・能力が育まれている子どもの小学校就学時の具体的な姿

<主な意見>

（要録の意義・位置付けの明確化）

- ・ 要録は、保育所保育を通じた子どもの育ちの姿を小学校に伝えるためのものであるという目的を明確にすることが重要である。
- ・ 要録の記載内容の意図について、読み手である小学校の教員も理解した上で読むことにより、小学校において要録が適切に活用される。
- ・ 要録がどのようなもので、何のためのものなのかを要録の様式冒頭に明記するなど、その意義や位置付けが様式において明確に示されることが必要である。

(養護と教育に関する記載欄の統合)

- ・保育所保育は、養護と教育が一体的に行われることをその特性としているため、養護と教育に関わる欄を統合し、一体的に記載する形とした方が、保育の実態に即しており、保育現場にとって書くべきことが分かりやすく、記載しやすいと考えられる。
- ・記載欄を一体とすることにより、保育所保育においては養護と教育が一体的に展開されるということが、小学校にも伝わりやすいと考えられる。

(五つの領域のねらいと「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」)

- ・要録作成の担当者が、保育所保育指針に示す保育の内容に係る「五つの領域のねらい」と「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を意識し、要録の目的を踏まえて子どもの育ちの姿を記載することが重要であり、様式の中に両内容を示すことが適当である。
- ・「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、小学校へと引き継いでいくべき子どもの育ちを捉える視点として、就学前の保育施設に共通して示されているものであり、様式において明示することは重要である。
- ・一方、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」について、小学校側から到達目標的に受け止められることのないよう、その示し方や記載内容に関する説明には注意や工夫が必要である。同時に、その趣旨を要録の様式に示すことに加え、保小合同の研修の機会などを通じて、丁寧に伝えていくことも必要である。

(2) 要録における保育の過程と子どもの育ちの示し方

【今後の方向性】

- 要録には、主に最終年度（5、6歳）における1年間の保育の過程と子どもの育ちについて、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を考慮し、子どもの生活や遊びにおける姿を捉えて記載することを留意事項として様式に提示する。
- 保育士（要録の書き手）が、どのような視点をもって保育を行い、子どもがどのように育ったかを明確に意識することにより、要録が記載しやすくなる。また、小学校の教員（要録の読み手）にも、保育の計画から実践、評価へと至る保育の過程とその中での子どもの育ちが明確に示されている方が、子どもの姿が伝わりやすい。こうしたことを踏まえ、「年度当初に全体的な計画に基づき長期的な見通しとして設定したこと」と「その子どもの保育に当たって特に重視してきたこと」を記載事項として明記する。
- 「子どもの育ちに関わる事項」は、現行の様式では「子どもの育ってきた過程を踏まえ、その全体像を捉えて総合的に記載すること」とされているが、入所からの子どもの育ってきた過程全体の中で、最終年度における保育の過程と育ちの姿を理解する上で特に重要と考えられることを記載するよう示すなど、記載内容をより明確化する。また、要録を記載する際には、入所してからの様々な記録を活用することなどを提示する。

<主な意見>

(最終年度の保育と子どもの育ちの記載の仕方)

- ・要録において、単に子どもがこんな遊びをしていたというような表面的なことではなく、遊びを通して子どもに何が育まれてきたのかを伝えることが重要である。
- ・子どもは遊びを通して総合的に育っていくという保育所保育の基本的な考え方を、要録の記載を通じて小学校も共有することが、小学校教員等の保育所保育に対する理解につながると考えられる。
- ・一人一人の子どもの育ちをより具体的に伝えるためには、子どもの育ちについて、「五つの領域」や「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の各々に一対一で対応した形で项目的に書くのではなく、その子どもの特徴的な

活動や興味関心のある活動などの具体例を数例挙げて、全体的に書くようにした方が良いと思われる。

- その場合、一つの記載の中に、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」に示された視点が、複数含まれることもある。また、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の十項目全てに対応した育ちの姿を書き出さなくてはならないわけでもない。要録の記載の仕方について、保育現場でこうした理解を共有することが重要である。
- 要録に記載される子どもの姿は、到達点や「この子はこういう子どもだ」といったレッテルとなるものではなく、発達の過程における途中経過的なものであることや、子どもの良さや特徴を書くことなどを記載の留意点として明示すると、要録作成の担当者にとって記載すべきことが把握しやすいと思われる。

(計画・実践・評価に至る保育の過程を反映した要録の記載)

- 要録は、最終年度に至るまでの保育における指導計画や長期的な見通しと日々の子どもの観察とが結びついて書かれるものである。これまでにどのような指導や環境を通して保育を行ってきたのか、その中で子どもがどのような力をつけてきたのか、そうした一連の過程を、具体的な活動の記載を通じて伝えることが重要である。
- 個々の子どもの育ちを理解するためには、保育所全体、クラス全体で1年間の長期的な見通しのもと保育において重点をおいてきたことと、その中で一人一人の子どもの保育について特に大切にしてきたことの両方が示された上で、最終年度に、この子どもはこのように育ってきたということが記載されることが重要である。
- その際、全体の中で比較するとこの子はまだこの段階といったネガティブな印象を与えることがないように、書き方には注意が必要である。
- また、これらそれぞれに対応する記載欄を様式に設けることにより、小学校へ伝えたいことを書き漏らすことなく記載できると考えられ、要録の作成担当者にとっても、各欄にどのようなことを書けばよいかわかりやすいと思われる。

(最終年度に至る保育期間全体を通じての育ちの経過)

- 要録の記載に当たり、これまでの育ちの経過や背景があつての最終年度の育ちの姿であるという意識を保育士等が持つことが大切である。
- 保育所生活全体を通して子どもが育ってきた過程の中で、特にその子どもを理解する上で重要と思われることが要録に反映されるとよい。

- このことを踏まえ、現行の様式参考例に示す「子どもの育ちにかかわる事項」欄には、最終年度以前までの記録を踏まえ、最終年度に向かって特に育ちが大きく伸びたことや、節目を迎えたようなことを整理して書くようにすると、最終年度における子どもの育ちをより深く理解する助けとなるのではないかと思われる。
- また、最終年度に至るまでの児童票や記録の活用を含め、この記載欄に書くべき内容を留意事項として明記することにより、保育現場も混乱なく、記載すべき内容の趣旨を理解して、要録を作成できると考えられる。

(3) その他、特に小学校に伝えすべき事項等

【今後の方向性】

- 子どもの健康状態など、個人情報の取扱いに留意しながら、特に小学校へ伝えたい事項に関しては、特記事項として記載する。
- 保育に関する日々の記録を作成することが、要録の作成や保育所内での子どもの理解の共有につながることの意義や重要性について、様式または通知等に明示する。
- 保育のねらい及び内容、幼児教育を行う施設として共有すべき事項並びに小学校との連携について、保育所保育指針、幼稚園教育要領及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領において整合性が図られたことを踏まえ、要録の様式についても整合性を図る。
- 要録を活用した小学校との交流について、その有効性を示す、要録作成に関する事例集や資料集を作るなど、要録が様々な場面でより活用されるよう、具体的な取組を進める。

<主な意見>

(特に小学校へ伝えるべき事項)

- ・子どもの健康状態に関する事など、特に小学校へ伝えるべき事項として、何を、どのように記載すべきか、保育現場では迷いもある。要録に書くべきことは何か、どの欄に何を書くべきなのかなど、基本的な考え方を整理してわかりやすく示すことが必要である。
- ・就学前健診により小学校へ伝えられること、保護者を通じて小学校へ伝えられること、保護者にとって保育所から小学校に伝えてほしくないこともある。要録以外の手段で小学校に引き継がれる情報とは何か、要録でなくては引き継げないことは何かといったことを整理・明確化し、要録に記載することが過多とならないようにすることも重要である。
- ・基本的には、要録の本来の意義を踏まえて、小学校においても日常生活において特に配慮が必要であり、就学後も引き継いで指導の際に生かしてほしい情報に絞り、特記事項として記載するということを明示することが必要と考えられる。
- ・障害のある子どもに関しては、「こういう障害がある」ということではなく他の子どもと同様に、保育の中でその子どもがどのように育ってきたかとい

うことを中心に書くことが重要である。特別な配慮を要する子どもについては、要録とは別に、就学时引き継ぎシートを作成・活用するといった取組を行っている自治体の例もある。

(要録作成を通じた保育の質の向上)

- ・地域によっては、子どもの育ちの経過を毎月児童票に記録しているといった例もある。それらを総括したものが翌年度に次の担任へ毎年引き継がれていき、要録作成の際に参考とされるなど、従来からある記録を整理して要録作成に活用する方法も考えられる。
- ・要録に関する様々な取組を通じて、子どもの育ちを捉える視点が保育所内で共有されることが期待される。
- ・子どもの育ちの姿を踏まえて要録を作成し、小学校へ送ることにより、日常の保育における保育士の子どもの育ちや内面を捉える視点もより明確なものになる。
- ・また、そうした視点は、保育所内で組織として共有され、要録のみでなく日頃の指導計画等にも反映される。こうした一連の取組全体が、保育の質の向上へとつながっていくものであるという理解も重要である。

(就学前の保育施設における要録の様式の整合性)

- ・保育所、幼稚園、認定こども園の間で、要録の様式に整合性をもたせることにより、合同での研修等が実施しやすくなるとともに、要録の趣旨や内容について、保育者、小学校教員、行政の担当者がより理解しやすくなることも期待される。

(要録の活用に向けた取組)

- ・保育所と小学校が要録を介して連絡会を行ったり、要録についての補足説明や保育所・クラス全体の保育の様子や目標について、複数の保育所と小学校の教職員が集まって情報共有する機会を設けたりしている例がある。そうした要録の活用の仕方について、その有効性を示していくことも大切である。
- ・要録の作成に関する事例集や資料集があるとよい。そうしたものを参考にし、要録の作成について保育所全体で検討することにより、「こういう視点をもって保育していく」という意識を共有することにもつながる。

3. 保育所と小学校との連携に関する取組の促進

【今後の方向性】

- 保育所と小学校との間で連携が一層促進されるよう、保育所と小学校との間での保育所保育の特性や幼児期の終わりまでに育ってほしい姿等に関して理解を共有すること、施設長や校長などの管理職が要録の意義や重要性を理解し、組織として取組を進めることが重要である。
- 保育における子どもの育ちの姿についての理解を共有する観点から、保育所と小学校に加え、幼稚園や認定こども園を含めた、地域において保育や幼児教育を担う施設の関係者が連携することも重要である。その際、地域全体における連携を促進するため、行政が多様な取組の促進を支援していくことが求められる。

<主な意見>

(保育所と小学校の理解の共有に関わる取組)

- ・ 保育所、幼稚園、認定こども園における保育の基本的な考え方、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿、五つの領域の保育のねらい及び内容などについて、小学校側と理解を共有するとともに、小学校における子どもの生活や学び等について保育所等が理解することも、小学校との連携において非常に重要である。
- ・ 地域の保育所等と小学校とが合同で協議や研修を行う機会や、その際に使用するツール等があることにより、互いに理解を深めることの重要性を提言したい。

(連携を促進するための体制)

- ・ 連携促進に際しては、保育所や小学校の管理職が、要録の活用を含め、保育所と小学校の連携の意義や重要性について理解し、組織として取組を進めることが重要である。
- ・ また、小学校との連携と同時に、就学前の施設間での連携も重要である。
- ・ こうした地域全体における保育所等と小学校の連携の促進に当たっては、個々の保育所等では対応が難しいため、行政の関与が必要である。合同の研修や協議の機会のほか、小学校教員の一日保育士体験など、地域全体における各施設の連携が充実するよう、行政が取組の促進を支えていくことが求められる。

おわりに

本報告書においては、改定保育所保育指針（2018（平成30年）4月1日適用）に基づき、2019（平成31）年4月に就学する児童から適用される保育所保育児童要録の改訂に向けて、当該要録の記載事項、参考様式の見直しの方向性等を示した。

厚生労働省においては、本報告書に示した見直しの方向性等を踏まえ、要録の改訂等について必要な手続きを進めるとともに、要録の趣旨や内容が関係者に十分理解され、各保育所において要録が適切に作成・送付されるよう、周知等を行うことが必要である。

また、各保育所においては、一人一人の子どもの育ちが小学校へと適切に引き継がれるよう、要録の作成をはじめ、小学校との連携の一層の促進・充実に取り組むことを期待したい。

(参考)

「保育所児童保育要録の見直し検討会」開催要綱

1. 目的

保育所に入所している子どもの就学にあたっては、保育所保育指針（平成20年厚生労働省告示第141号、平成21年4月1日適用）において、保育所と小学校との連携の観点から、市町村の支援の下に、子どもの育ちを支える資料が保育所から小学校に送付されることを求めている。同指針の適用に際して、厚生労働省から当該資料の参考様式を「保育所児童保育要録」として示し、各保育所において活用されているところである。

今般、平成30年4月1日から適用される改定保育所保育指針において、保育所と小学校との連携に関して、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有する等の記載が追加されたことを踏まえ、保育所児童保育要録の記載事項、参考様式等について、保育所保育と小学校教育との一層の円滑な接続に資するような見直しを行うことが必要である。

本検討会は、こうした状況を踏まえ、保育課長が上記見直しに資する保育所保育、小学校教育等に関する学識経験者、実務者等に参集を求め、保育所児童保育要録の見直し等について、検討を行うものである。

2. 構成員

- (1) 検討会の構成員は別紙のとおりとする。
- (2) 検討会に座長を置く。座長は構成員の互選により選出する。座長は座長代理を指名することができる。
- (3) 座長は、必要に応じ、構成員以外の関係者の出席を求めることができる。

3. 検討事項

- ・保育所児童保育要録の見直しに関する事項
- ・その他、保育所保育と小学校教育との円滑な接続を図る取組に関する事項

4. 運営

- (1) 検討会は公開とする。
- (2) 検討会の庶務は、子ども家庭局保育課が行う。
- (3) この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が保育課長と協議の上、定める。

(別紙)

保育所児童保育要録の見直し検討会 構成員名簿

- 阿部和子 大妻女子大学家政学部 教授
- 大方美香 大阪総合保育大学児童保育学部 学部長・教授
- ◎ 汐見稔幸 白梅学園大学 学長
- 中山美香 高知県教育委員会事務局幼保支援課 専門企画員
- 村松幹子 たかくさ保育園 園長

◎：座長 ○：座長代理 (五十音順、敬称略)

「保育所児童保育要録の見直し検討会」における検討経過

平成 29 年 12 月 21 日 (木) 第 1 回検討会

- 〔
- ・ 座長の選任等
 - ・ 保育所児童保育要録の見直し等について
- (主な検討事項(案)を中心とした意見交換)
- 〕

平成 30 年 2 月 7 日 (水) 第 2 回検討会

- 〔
- ・ 保育所児童保育要録の見直し等について
- (要録の見直し等に関する意見交換、意見の集約・整理)
- 〕

○ 保育所保育指針（平成 29 年厚生労働省告示第 117 号）（抄）

第 2 章 保育の内容

4 保育の実施に関して留意すべき事項

(2) 小学校との連携

- ア 保育所においては、保育所保育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、幼児期にふさわしい生活を通じて、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにすること。
- イ 保育所保育において育まれた資質・能力を踏まえ、小学校教育が円滑に行われるよう、小学校教師との意見交換や合同の研究の機会などを設け、第 1 章の 4 の(2)に示す「幼児期の終わりまでに育って欲しい姿」を共有するなど連携を図り、保育所保育と小学校教育との円滑な接続を図るよう努めること。
- ウ 子どもに関する情報共有に関して、保育所に入所している子どもの就学に際し、市町の支援の下に、子どもの育ちを支えるための資料が保育所から小学校へ送付されるようにすること。

○ 小学校学習指導要領（平成 29 年文部科学省告示第 63 号）（抄）

第 1 章 総則

第 2 教育課程の編成

4 学校段階等間の接続

教育課程の編成に当たっては、次の事項に配慮しながら、学校段階等間の接続を図るものとする。

- (1) 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を踏まえた指導を工夫することにより、幼稚園教育要領等に基づく幼児期の教育を通して育まれた資質・能力を踏まえて教育活動を実施し、児童が主体的に自己を発揮しながら学びに向かうことが可能となるようにすること。

また、低学年における教育全体において、例えば生活科において育成する自立し生活を豊かにしていくための資質・能力が、他教科等の学習においても生かされるようにするなど、教科等間の関連を積極的に図り、幼児期の教育及び中学年以降の教育との円滑な接続が図られるよう工夫すること。特に、小学校入学当初においては、幼児期において自発的な活動としての遊びを通して育まれてきたことが、各教科等における学習に円滑に接続されるよう、生活科を中心に、合科的・関連的な指導や弾力的な時間割の設定など、指導の工夫や指導計画の作成を行うこと。

第 5 学校運営上の留意事項

2 家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携

教育課程の編成及び実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- イ 他の小学校や、幼稚園、認定こども園、保育所、中学校、高等学校、特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること。

○ 特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成 29 年文部科学省告示第 73 号）（抄）

第 1 章 総則

第 3 節 教育課程の編成

4 学部段階間及び学校段階等間の接続

教育課程の編成に当たっては、次の事項に配慮しながら、学部段階間及び学校段階等間の接続を図るものとする。

- (1) 小学部においては、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を踏まえた指導を工夫することにより、特別支援学校幼稚部教育要領及び幼稚園教育要領等に基づく幼児期の教育を通して育まれた資質・能力を踏まえて教育活動を実施し、児童が主体的に自己を発揮しながら学びに向かうことが可能となるようにすること。

また、低学年における教育全体において、例えば生活科において育成する自立し生活を豊かにしていくための資質・能力が、他教科等の学習においても生かされるようにするなど、教科等間の関連を積極的に図り、幼児期の教育及び中学年以降の教育との円滑な接続が図られるよう工夫すること。特に、小学部入学当初においては、幼児期において自発的な活動としての遊びを通して育まれてきたことが、各教科等における学習に円滑に接続されるよう、生活科を中心に、合科的・関連的な指導や弾力的な時間割の設定など、指導の工夫や指導計画の作成を行うこと。

第 6 節 学校運営上の留意事項

2 家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携

教育課程の編成及び実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (2) 他の特別支援学校や、幼稚園、認定こども園、保育所、小学校、中学校、高等学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のない幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること。

特に、小学部の児童又は中学部の生徒の経験を広げて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性を育むために、学校の教育活動全体を通じて、小学校の児童又は中学校の生徒などと交流及び共同学習を計画的、組織的に行うとともに、地域の人々などと活動を共にする機会を積極的に設けること。